



神奈川県弁護士会
法律相談センター

遺言・相続

相談のご案内

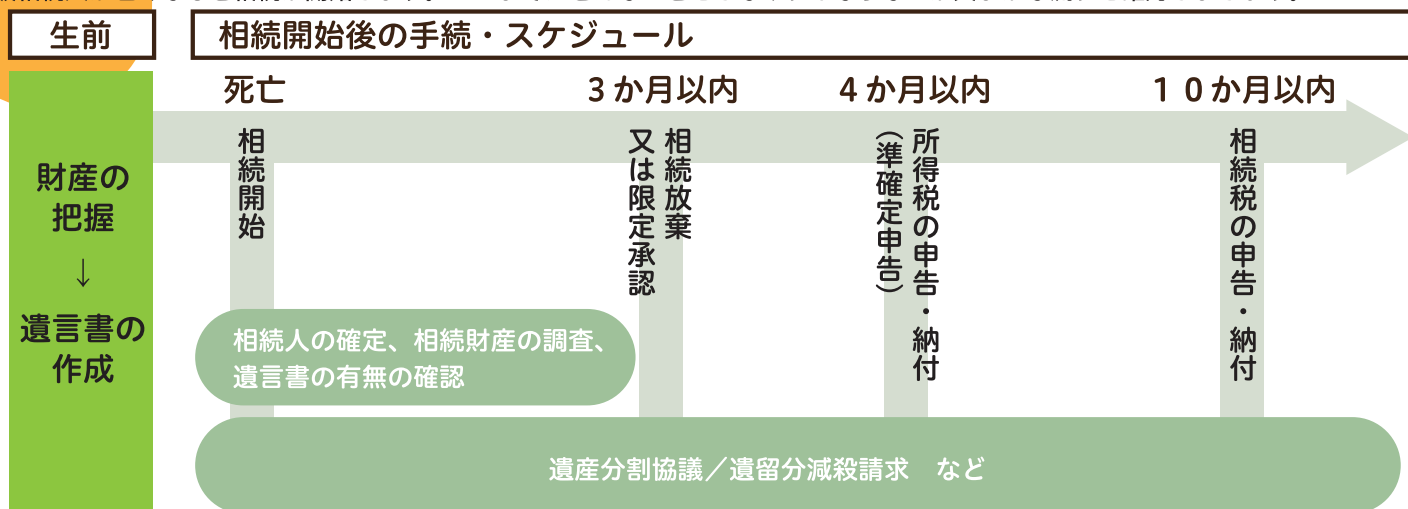


神奈川県弁護士会
Kanagawa Bar Association

遺言・相続について

【相続開始後のスケジュール】

被相続人が亡くなると相続が開始します。いつまでにどんなことをしなければならないか大まかな流れを確認しましょう。



【法定相続人の範囲と順位】

遺産分割は、相続人全員で協議する必要があります。まず、誰が相続人なのかを確認しましょう。




	配偶者	常に相続人
血族	第1順位	子ども（養子も含まれます。） (被相続人よりも先に子どもが死亡している場合、孫等の直系卑属)
	第2順位 (第1順位の相続人がいない場合)	父母 (被相続人よりも先に父母が死亡している場合、祖父母等の直系尊属)
	第3順位 (第1・第2順位の相続人がいない場合)	兄弟姉妹 (兄弟姉妹が死亡している場合、甥、姪まで)

【法定相続分・遺留分】

民法で定められている法定相続分や遺留分の割合を確認しましょう。

●相続人	●法定相続分	●遺留分
配偶者のみ	全部	1/2
配偶者と子ども (第1順位)	配偶者：1/2 子ども：1/2 (子どもが複数いる場合は人数で均等に割る)	配偶者：1/4 子ども：1/4
子ども (第1順位)のみ	全部 (子どもが複数いる場合は人数で均等に割る)	1/2
配偶者と父母 (第2順位)	配偶者：2/3 父母：1/3 (父母が複数いる場合は人数で均等に割る)	配偶者：1/3 父母：1/6
父母 (第2順位)のみ	全部 (父母が複数いる場合は人数で均等に割る)	1/3
配偶者と兄弟姉妹 (第3順位)	配偶者：3/4 兄弟姉妹：1/4 (兄弟姉妹が複数いる場合は人数で均等に割る)	配偶者：1/2 兄弟姉妹：なし
兄弟姉妹 (第3順位)のみ	全部 (兄弟姉妹が複数いる場合は人数で均等に割る)	なし

(遺言や相続について) 弁護士には何が頼めるの？

くらべて納得！ 弁護士にしかできないこと		 弁護士	 司法書士	 行政書士
交通事故	加害者側との示談交渉・ 裁判手続の代理	○	△ <small>*請求額 140万円まで</small>	×
相続	他の相続人等との遺産分割交渉・ 裁判手続の代理	○	×	×
離婚	相手方配偶者との離婚条件交渉・ 裁判手続の代理	○	×	×
共通	各種強制執行手続の代理	○	△ <small>*請求額 140万円までの 少額訴訟債権執行のみ</small>	×

出典：日本弁護士連合会制作「弁護士相談まるわかり新聞」

【弁護士に頼めること】

- 相続や遺言に関する一般的な法律相談
- 相続人の調査（戸籍謄本の申請手続など）
- 相続財産の調査
- 相手方（他の相続人など）との交渉・
調停手続・裁判手続の代理
- 遺産分割協議の内容の相談
- 遺産分割協議書面の作成
- 相続放棄の手続の代理
- 遺言書の内容の相談
- 遺言書面の作成
- 遺言執行者への就任 など

上の表のように、弁護士は、司法書士や行政書士といった隣接士業と比べ、事件の種類や紛争の目的の価額に制限なく、調査・交渉・代理業務など、法律に関する事柄を制限なく何でも取り扱うことができます（弁護士法3条）。

※なお、弁護士以外の隣接士業が弁護士にしかできない職務を行った場合、犯罪になる可能性があります。

遺言や相続に関することについても、弁護士は、相続人や相続財産の調査はもちろん、調査や法律相談を踏まえてご依頼者にとって一番良い解決方法を模索し、相手方と交渉したり、調停や裁判などの法的手続を進めるなど、ご依頼案件に継続的に関わることができます。

また、遺言書に関するご相談についても、ご相談者のご希望を伺ったうえで、実務知識や調停や裁判などでの経験を活かし、将来の紛争をできる限り回避するための遺言書の内容や文面をアドバイスすることができます。

一般的によく利用される遺言方式の種類と特徴 ～自筆証書遺言・公正証書遺言の比較～

	長所	短所
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ①文字を読み書きできる者であれば、単独で、いつでも、どこでも、容易に作成することができます。 ②遺言内容だけでなく遺言の存在も他人に秘密にしておけます。 ③遺言書の作成に費用がかかりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ①法律の専門家のチェックを受けずに作成すると、要件が厳格なため、要件の不備により無効となる可能性があります。また、遺言書の内容が不明確な場合は、その解釈について紛争となる可能性があります。 ②紛失、隠匿、偽造、変造、死後に発見されないといったおそれがあります。 ③相続開始後、家庭裁判所の検認手続が必要です。
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ①公証人が関与するため、要件や内容の不備によって遺言書が無効となるおそれは比較的少ないです。 ②遺言書は公証役場で保管されますので、紛失、隠匿、偽造、改造といったおそれはありません。 ③家庭裁判所の検認手続は不要です。 ④文字が書けない人も、遺言をするに足る判断能力さえあれば作成可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ①作成に証人2名の立会いが必要です。 ②少なくとも公証人と証人には遺言の存在と内容を知られることとなります。 ③遺言書の作成に費用がかかります。

※家庭裁判所の検認手続とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確して遺言書の偽造・変造を防止する手続です。



「遺産分割のこと」「遺言書のこと」など、よくあるケースを一緒に見ていきましょう

Q₁

「夫が亡くなりましたが多額の負債があるので相続放棄をしたいと思います。手続を教えてください。」

A

相続が開始した場合、相続人は、相続の放棄(亡くなった方の権利や義務を一切受け継がないこと)になります。ですが、そのためには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。

相続放棄の場合、「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3か月以内に、「相続放棄の申述書」を戸籍謄本などの資料とともに、亡くなった方の最後の住所地の家庭裁判所に提出することが必要です。

相続放棄の手続きをされる際には、一度弁護士などに相談されることをお勧めします。

Q₂

「私がお金を貸していた店主が亡くなりました。店主は身寄りがないようですが、財産はあるようです。貸金を回収するにはどうしたらよいでしょうか」

A

亡くなった方に相続人がいないような場合や、相続人がいても全員が相続放棄をした場合などには、相続財産管理人の選任を検討します。

相続財産管理人は、債権者などの利害関係人が家庭裁判所に請求をすることによって選任され、亡くなった方の相続財産の管理・清算や相続人の捜索を行います。

ご質問のケースでも、相続財産管理人によって、相続財産の清算が行われ、貸金を回収することができる場合があります。

Q₃

「夫が亡くなり生命保険金を受け取りました。この保険金も遺産分割で他の相続人に分けなければならないのですか。」

A

分ける必要はありません。

裁判所の見解では、生命保険金請求権は、保険金受取人が自らの固有の権利として取得するもので、亡くなった方の相続財産には含まれないとされています。ご質問のケースの場合も、生命保険金は保険金受取人であるあなたの固有の資産ということです。

ただし、例外的に、生命保険金が特別受益(民法903条1項)に類するものとして問題となる余地はありますので、相続で争いがあるときは、生命保険金の取扱いについても弁護士などに相談されることをお勧めします。



気になる質問にお答えします

Q&A

Q₄

「遺産の分割について兄弟と話合いたいのですが、どのような手続を踏めば良いですか。弁護士を頼んだ方が良いのですか。」

A

遺産分割協議は、相続人全員での話し合いが基本となります。

話し合いについては決まった手続などではなく、どのような形で話し合っても良いです。例えば、直接会わずに文書のやり取りをして決めても結構です。

ただ、話し合いが上手くいった場合、最終的に決まった内容を遺産分割協議書という書面にする必要があります。

この遺産分割協議書の内容が不明確であったりすると、不動産の登記ができなかったり、保険が解約できなかったりするので、遺産分割が複雑な場合には、弁護士に作成してもらう方が良いでしょう。

次に、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることになります。調停は、相続人本人でも手続ができ、調停委員という専門家が相続人の間に入って、話し合いを進めてくれます。

もっとも、遺産が多額であったり、内容が複雑であったり、特別受益の有無や寄与分の割合などで揉めているといったケースの場合、調停の段階から弁護士が対応した方がスムーズに解決することもありますので、話し合いや調停の前に、弁護士にご相談下さい。

Q₅

「遺言とは異なる遺産分割協議をすることはできますか。」

A

遺言があっても、相続人全員（遺言により相続人以外への遺贈がある場合には受遺者も含まれます）の同意があれば、遺言と異なる遺産分割をすることも可能と考えられています。

もっとも、遺言執行者が選任されている場合に、一部の相続人が遺言に反して相続財産を処分すると、その行為は無効となるとした判例もありますので注意が必要です。

Q₆

「私は妻とともに亡父と同居し、ほぼ無償で長年家業を手伝ってきました。このような場合でも兄とは遺産を等分に分けないといけないのですか？」

A

あなたの家業の手伝いを「寄与分」として考慮することができれば、相続分を修正して、「寄与分」を上乗せされた遺産を相続することができます。

「寄与分」とは、相続人の中に、亡くなった方の事業に関して労務を提供するなどして、亡くなった方の財産の維持または増加に特別の寄与をした者がいる場合に、相続人間の公平を図るため、相続分を修正する民法上の制度です。

どのような場合に寄与分が認められるか、詳しい事情を弁護士にご相談下さい。

Q₇

「兄は亡父から生前自宅土地建物の購入・建築資金をもらっています。このような場合でも兄とは遺産を等分に分けないといけないのですか。」

A

お兄さんがもらった土地建物の購入資金は、亡父の遺産の前渡しとみることができるでしょう。このような場合にも遺産を等分に分けるのでは不公平なので、民法はあらかじめもらった分を「特別受益」として調整を図っています。

「特別受益」の考え方は、相続人の中に、亡くなった方から贈与を受けた人がいる場合には、相続開始時の遺産の額に、その贈与の額を加えたものを相続財産とみなします。その上で、贈与を受けた人の相続分の中から、その贈与の額を除いた残額をその者の相続分とします。

遺言・相続のお悩みを解決!

Q₈

「妻と息子二人がいますが、遺言ですべての財産を長男に譲りたいと思っています。このような遺言を作成することは可能ですか。」

A

可能です。

特定の相続人に全財産を相続させるという内容の遺言も、有効なものと考えられています。

しかし、民法には、「遺留分」という制度があり、一定の相続人（配偶者、子、親）が、相続財産の一定割合を取得することが保障されています。そのため、遺言の内容によって遺留分を侵害された相続人が、遺留分減殺請求権を行使すると、遺留分を侵害している者は、侵害している遺留分の額の財産を遺留分権利者に返還しなければなりません。

返還する額をめぐって訴訟になるケースも多く見受けられますので、各相続人の遺留分を考慮した上で遺言書を作成することが望ましいといえます。

Q₉

「一度作成した遺言を書き換えることはできますか。」

A

できます。

遺言をした後に財産の状況や考えが変わったから書き換えたい、ということはよくあります。

遺言の全部や一部を撤回することは、遺言の方式（自筆証書遺言、公正証書遺言など）に従えばいつでもできますので、遺言を書き換えるには、新しい遺言書を作って、そこに前の遺言を撤回すると記載しておけばよいのです。

なお、自筆証書遺言は、遺言書に直接加除などの変更をすることができますが、民法で定められた方法に従っていないと変更の効力を生じないとされていますので、慎重にしなければいけません。

Q₁₀

「父が亡くなったのですが、遺言が存在するかどうかを調べる方法がありますか。」

A

昭和64年1月1日以降に作成された公正証書遺言及び秘密証書遺言については、日本公証人連合会でデータベース化されていますので、最寄りの公証役場で、遺言書の有無を調べることができます。また、公正証書遺言であれば、原本を保管している公証役場も調べることができます。

自筆証書遺言については、遺言書の有無を調べる公的な制度はありませんが、生前に付き合いのある弁護士等が預かっている場合もありますので、確認してみるとよいでしょう。

Q₁₁

「亡父の机から「遺書」と書かれた封筒が見つかりました。開けて中身を見ても問題ありませんか。」

A

公正証書遺言以外の遺言書については、遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、被相続人が亡くなったことを知った後、遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません。

したがって、遺言書らしき封書を発見したのであれば、開封せずに、家庭裁判所にて遺言書検認の手続きをとる必要があります。

この検認を怠ったり、検認をしないで遺言執行をしたり、無断で開封してしまった場合には、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

ただし、この検認手続は、遺言書の有効性を判断するものではありません。明らかに偽造である等の事情がある場合には、別途その有効性を争うことは可能ですので、その場合は弁護士にご相談下さい。



気になる質問にお答えします

Q&A

Q₁₂

「父死亡後に公正証書遺言が見つかり、すべての遺産を兄に相続させると記載されていました。相続人は私と兄のみです。私は何ももらえないのでしょうか。」

A

亡くなった方の兄弟姉妹以外の相続人（配偶者、子、孫、父母、祖父母）には、相続財産の一定割合を取得する権利（遺留分）がありますので、あなたも相続財産の一部を取得できる可能性があります。

遺留分は、相続の開始等を知った時から1年間行使しないとき、相続開始時から10年間経過したときは、権利が時効により消滅するので注意してください。

Q₁₃

「父死亡後に遺言書が発見されましたが、父の自筆によるものなのか疑問があります。また、遺言書の作成日付の頃、父は認知症が進んでいたのですが、このような遺言書は有効でしょうか？」

A

自筆証書遺言の場合、本人の自筆でないものは無効です。筆跡が本人のものか疑いがあるときは、筆跡鑑定などを利用して自筆かどうかを判断することになります。

また、遺言の内容を正常な判断能力がない状態で作成された遺言書は無効です。認知症が進んでいた場合は無効と判断される可能性があります。

後に判断能力をめぐってトラブルになるのをなるべく避けるためには、公正証書遺言を利用するのがよいでしょう。

ポイント

平成27年1月1日以後の相続について、基礎控除額や税率などが変更されました。

相続税について

- 基礎控除額 平成26年12月31日までの相続・・・ **5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数**
平成27年1月1日以後の相続・・・ **3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数**
- 相続税率

平成26年12月31日までの相続			平成27年1月1日以後の相続		
各相続人の取得金額	税率	控除額	各相続人の取得金額	税率	控除額
～1000万円以下	10%		～1000万円以下	10%	
1000万円～3000万円	15%	50万円	1000万円～3000万円	15%	50万円
3000万円～5000万円	20%	200万円	3000万円～5000万円	20%	200万円
5000万円～1億円	30%	700万円	5000万円～1億円	30%	700万円
1億円～3億円	40%	1700万円	1億円～2億円	40%	1700万円
3億円超～	50%	4700万円	2億円～3億円	45%	2700万円
			3億円～6億円	50%	4200万円
			6億円超～	55%	7200万円



【法律相談の流れ】



【法律相談メニュー】

①遺言・相続お悩みダイヤル ☎045-211-7719

受付時間 月～金
9:30～12:00、13:00～16:30

遺言や相続に関する各種お悩みに、弁護士が無料（初回のみ。20分間）で電話相談に応じます。電話相談後、相談を担当した弁護士に依頼することも、続けて相談（有料）することも可能です。

②面談相談

事前予約制です。お電話、またはインターネット予約「ひまわり相談ネット」からも承ります。



ひまわり相談ネット



◇家庭の相談（横浜駅東口） ◇相続相談（川崎・横須賀・海老名・相模原・小田原）

< 県内法律相談場所一覧 >

- 横浜駅東口家庭の法律相談センター（横浜市西区高島 2-18-1 〈そごう横浜店 6 階〉）
電話番号 045-451-9648 相談日 毎日 電話予約：毎日 10:30～19:00
- 川崎法律相談センター（川崎市川崎区駅前本町 3-1 NMF 川崎東口ビル 11 階）
電話番号 044-223-1149 相談日 毎日
電話予約：月・水・金 9:30～17:00 / 火・木 9:30～19:30 / 土・日・祝 13:00～17:00
- 横須賀法律相談センター（横須賀市日の出町 1-5 ヴェルクよこすか 3 階）
電話番号 046-822-9688 相談日 月～金 電話予約：月～金 9:30～17:00
- 海老名法律相談センター（海老名市めぐみ町 6-2 〈海老名市商工会館 2 階〉）
電話番号 046-236-5110 相談日 月～金
電話予約：月・金 10:00～12:30、13:30～17:00 / 火～木 10:00～12:20、13:20～17:00
- 相模原法律相談センター（相模原市中央区富士見 6-11-17 〈神奈川県弁護士会相模原支部会館 1 階〉）
電話番号 042-776-5200 相談日 月～金（火・木は夜間相談有り）
電話予約：月・水・金 9:30～17:00 / 火・木 9:30～20:00
- 小田原法律相談センター（小田原市本町 1-4-7 〈朝日生命小田原ビル 2 階〉）
電話番号 0465-24-0017 相談日 月～金 電話予約：月曜～金曜 9:30～17:00
- 関内法律相談センター（横浜市中区日本大通 9 番地 〈神奈川県弁護士会館 1 階〉）
電話番号 045-211-7700 相談日 月～金 電話予約：月～金 9:30～17:00
- 横浜駅西口法律相談センター（横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TS プラザビル 4 階）
電話番号 045-620-8300 相談日 月～土
電話予約：月・火・木・金 9:30～17:00 / 水 9:30～19:00 / 土 9:30～15:30

③弁護士による遺言・相続に関する出張セミナー・無料出張法律相談会（※）

弁護士が皆様の希望される場所に伺い、遺言・相続に関する法律問題をテーマにしたセミナー・講演を行ないます。法律相談会（無料）にも対応いたします。

④派遣法律相談（※）

高齢者の方や障害者の方等、神奈川県弁護士会の法律相談所にお越しいただくことが難しいご相談者のもとに弁護士を派遣します。ご入居中の施設やご自宅等で法律相談を受けることができます。



お近くの法律相談センターをご利用ください



※③④については「関内法律相談センター」へお問い合わせ下さい

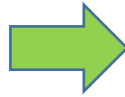
相続のルールが変わります！

もう変わってます！
2019年1月13日施行済

改正！ 自筆証書遺言における方式の緩和

Before

自筆証書遺言を作成する場合には全文自署する必要がありました
預貯金や不動産など財産全てを自署するのは相当の負担です



After

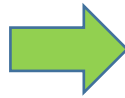
自署によらない財産目録（例えば、パソコンで作成、通帳のコピーなど）を添付することができます 注）遺言書本文は自署する必要がありますが、また財産目録部分も各ページに署名押印が必要になりますので、作成の方式はよくご相談ください

2019年7月1日から
変わります！

新制度！ 相続された預貯金制度の仮払い

Before

遺産分割が終了するまでの間、家庭裁判所の許可なしには、相続人単独では預貯金債権の払い戻しができません
葬儀費用や生活費が引き出せないのは困ります

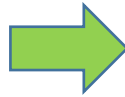


After

預貯金債権の一定割合（上限150万円の予定）については、単独で払い戻しができます 従前からある家庭裁判所による仮払い制度も要件が緩和されました

Before

相続人以外の方は、被相続人の介護に尽くしても相続財産を取得できません
相続人は相続財産を取得して報われるのに、例えば、長男の奥さんが介護した場合には何も報われないとするのは不公平です



新制度！ 特別の寄与

After

期間制限など一定の要件のもとで、長男の奥さんのような親族も貢献度に応じた金銭の請求ができます



Before

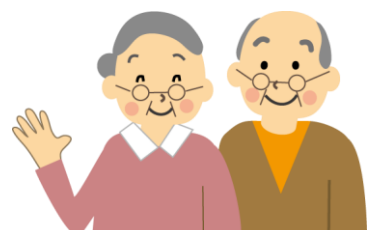
居住用不動産を生前贈与しても、遺産分割においては、原則として遺産の先渡しを受けたものとして扱われるため、最終的に取得する財産額は、結果的に生前贈与が無かったのと同じに扱われます
配偶者に居住用不動産を贈与する場合は、配偶者の生活保障目的が多く、この場合、生前贈与によって配偶者の相続財産が減少することを被相続人は望んでいません



改正！ 持戻し免除の意思表示推定

After

配偶者に対する居住用不動産の贈与等は原則として遺産の先渡しを受けたものとして扱わないこととし、配偶者の生活保障が手厚くなりました

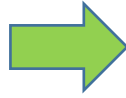


2019年7月1日から
変わります！

改正！ 遺留分制度

Before

遺留分減殺請求権を行使すると相続財産に
共有状態が生じます
遺言書で後継者に事業を譲渡した趣旨が実
現されず、事業承継の支障になっています



After

遺留分侵害額に相当する金銭請求ができる
制度に改正され、当然に共有状態が生じる
ことがなくなりました

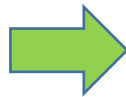


2020年4月1日から
変わります！

新制度！ 配偶者居住権

Before

配偶者が居住建物を相続すると、その分、
預貯金等の財産は他の相続人に分配されま
す
配偶者の生活費が不足してしまいます



After

配偶者が今まで通り建物に住みながら、預
貯金等の生活費に充てる財産も取得できま
す

2020年7月10日から
変わります！

改正！ 自筆証書遺言の保管制度

Before

自筆証書遺言は紛失したり、偽造されたり
するおそれがあります
相続開始後、検認手続きが必要であり、手
間です



After

法務局が保管するので、紛失、偽造など
のおそれがなくなり、手間にかかる検認手続
きも不要になります



その他にも相続の効力などで改正事項があります。また自筆証書
遺言の方式など誤ると取り返しのつかない改正事項もあります。
ご不明な点は、一人で悩まず法律相談をご活用ください。

遺言・相続お悩みダイヤル

電話相談 20分無料

TEL **045-211-7719**

受付時間：平日 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時30分

●お問い合わせ先

神奈川県弁護士会 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9 TEL 045-211-7700

●神奈川県弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

2019.6